

答申第 16 号

平成14年7月4日

札幌市教育委員会

委員長 牧 口 準 市 様

札幌市個人情報保護審査会

会 長 道 幸 哲 也

札幌市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年9月5日付，札幌指第728号をもって諮問のありました下記の件について，
別紙のとおり答申します。

記

札幌市教育委員会教育長が行った「平成元年，私の子 に対して行われた虐待，
暴行等について，平成7年の和解書に至るまでの教育委員会と 小学校における経
過に関する一切の文書」の開示請求に対する個人情報不存在決定処分に係る審査請求

1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に係る「平成元年，私の子 に対して行われた虐待，暴行等について，平成7年の和解書に至るまでの教育委員会と 小学校における経過に関する一切の文書」について，実施機関がこれを不存在としたことは相当であります。

2 審査請求に至る経緯

本件審査請求に至る経緯は，次のとおりです。

(1) 個人情報の開示請求

審査請求人は，平成12年12月15日付けで札幌市個人情報保護条例（平成7年条例第35号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき，実施機関に対し，「平成元年，私の子 に対して行われた虐待，暴行等について，平成7年の和解書に至るまでの教育委員会と 小学校における経過に関する一切の文書」について開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

(2) 不存在決定

本件請求に対し，実施機関は不存在の決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成13年2月5日付けで審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は，実施機関が行った本件処分を不服として，平成13年3月30日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき，札幌市教育委員会委員長に対し審査請求をした。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると，次のとおりです。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が平成13年2月5日付けで通知を行った不存在決定処分を取り消し，全部を開示するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

学校が弁護士を選任し，これに依頼して和解書を手交する際は，実施機関の指示に基づくことになっていると聞いている。また，当時指導室の24名がこの問題を認識していた。したがって，実施機関と学校とのやりとりに関する文書が存在していないとは考えられない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると，次のとおりです。

(1) 本件審査請求の対象となる個人情報について

本件審査請求の対象となる個人情報（以下「本件情報」という。）は，本件請求に対し不存在とされた次の個人情報である。

「平成元年，私の子 に対して行われた虐待，暴行等について，平成7年の和解書に至るまでの教育委員会と 小学校における経過に関する一切の文書」

(2) 本件情報を不存在とする理由について

ア 文書の存否について

当時の関係者に照会等を行い，調査した結果，本件請求対象個人情報には存在しなかったため，不存在決定処分を行った。

なお，本件請求対象文書のような児童・生徒の指導上の問題に関する文書の保存期間は，札幌市教育委員会公文書管理規則（以下「規則」という。）別表に基づき，最長5年間である。したがって，平成6年度までに作成された公文書は，本件開示請求の時点ではすでに保存期間を経過し，廃棄されたものである。

イ 和解に対する実施機関の関与の有無について

いじめ等については，当時指導室が認識していたと思われるが，和解については，調査の結果，実施機関はまったく関与していないので，審査請求人は事実を誤認している。

5 審査会の判断

(1) はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要があります。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する実施機関の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものであります。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件審査請求に係る不存在決定の妥当性について検討することにいたします。

(2) 本件審査請求の対象となる個人情報について

本件審査請求の対象となる個人情報は、本件請求に対し不存在とされた次の個人情報であると認められます。

「平成元年、私の子 〇〇〇〇 に対して行われた虐待、暴行等について、平成7年の和解書に至るまでの教育委員会と 〇〇〇〇 小学校における経過に関する一切の文書」

(3) 本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書の存否について、審査請求人から意見を聴取するとともに、実施機関から2回にわたって説明を求めたうえ、検討した結果、以下のとおりであることが認められます。

ア 平成元年当時のいじめ等に関する文書について

実施機関は、平成元年当時のいじめ等について認識していたと考えられます。しかし、規則別表では、本件請求対象文書の保存期間は最長で5年間であると定められており、平成6年度までに作成された公文書は、本件開示請求の時点ではすでに保存期間を経過しています。なお、規則第10条第3項によれば、必要があるときには公文書の保存期間を延長することが可能ですが、実施機関は本件請求対象文書について保存期間延長の手続きをしていないことが確認されました。規則第11条によれば、保存期間を経過した公文書については、廃棄するものとされています。再度にわたる実施機関からの説明においても、文

書の存在を確認できる事実はありませんでした。したがって、本件請求対象文書は存在しないことが認められます。

イ 平成7年に成立した和解に関する文書について

平成7年に学校関係者個人（校長，教頭及び担任）と審査請求人，その夫及び子とを当事者として成立した和解については，実施機関が関与していた事実は認められず，よって当該和解に関する文書は存在しないことが認められます。

したがって，上記のとおり本件請求の対象となる個人情報が存在しないと認められる以上，実施機関が不存在と決定したことは相当であります。

(4) 終りに

よって，当審査会は，「1 審査会の結論」のとおり判断します。

6 審査会の審査経過

本件審査請求についての当審査会の審査経過は、次表のとおりです。

年 月 日	審 査 経 過
平成13年 9 月10日	諮問書及び実施機関の個人情報不存理由説明書を受理
平成13年10月 5 日	審査請求人の意見書を受理
平成14年 3 月20日 (第62回審査会)	審議 (事案の経過・概要等) 審査請求人及び実施機関から意見を聴取
平成14年 4 月17日 (第63回審査会)	審議
平成14年 5 月15日 (第64回審査会)	実施機関から意見を聴取
平成14年 6 月27日 (第65回審査会)	審議
平成14年 7 月 4 日	答申

(参考)

札幌市個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	職	備考
大西 有二	北海学園大学法学部教授	
常本 照樹	北海道大学大学院法学研究科教授	
道幸 哲也	北海道大学大学院法学研究科教授	会長
原 敦子	弁護士	会長職務代理
村上 裕章	北海道大学大学院法学研究科助教授	